

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第20条の2の規定により、公示をした日より7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 5年11月20日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形 和久

令和5年度町県民税第3期分督促状

送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

ベトナム

NGO DUC ANH

中国

WANG JINCHAO